

投資顧問契約のご案内

(契約締結前の書面)

矢野新ホールディングスグループ

矢野新商事株式会社

投資顧問契約のご案内

* この書面は金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。この書面をよくお読みください。

1 当社の概要

- 1) 商号 矢野新ホールディングスグループ
矢野新商事株式会社
- 2) 住所 東京都中央区日本橋大伝馬町 1 番 3 号
- 3) 資本金 2,000 万円
- 4) 役員の氏名 (平成 22 年 11 月 26 日現在)
代表取締役社長 矢野 仁 取締役 横山 敬子
代表取締役副社長 矢野 二郎
監査役 野口 健
- 5) 主要株主 (平成 22 年 11 月 26 日) 矢野新ホールディングス株式会社

2 金融商品取引業者の登録

当社は投資助言代理業を行なう金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。
登録番号：関東財務局長 (金商) 第 1995 号

- ①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当社の助言に基づいて、お客様が行なった成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に被害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

3 投資助言契約に基づき投資助言等の業務を行うものの氏名

- 1) お客様に対する投資助言業務の用に供する目的で有価証券等の価値の分析又は当該分析に基づき投資判断を行う者の氏名

清水 励（ 所属部署：資産運用管理事業部投資顧問営業部
役職名 部長 ）

2) 当該投資判断に基づく助言を行う者の氏名

清水 励（ 所属部署：資産運用管理事業部投資顧問営業部
役職名 部長 ）

4 投資助言の内容および方法

1) 投資助言の内容

投資助言業務：

お客様との間で締結した投資顧問（助言）契約に基づいて、有価証券など金融商品への投資判断について、お客様に助言を行います。投資判断はお客様自身が行います。

2) 投資助言の方法

〔投資助言業務〕

助言方法及び助言頻度については、レポート会員、特別会員に分ける。レポート会員は、契約締結前の書面の交付に関しては、あらかじめ電磁的書面として顧客の同意を得たうえで交付し、週に1回以上、主として電子メールにより投資レポートを送付する。特別会員には契約締結前の書面を顧客に示して、同意を得たうえで交付し、随時、FAX、電子メール、電話、そして面談を行い、依頼者のニーズに合う商品を組み合わせ、助言を行なう。

デイリーメール会員の会員種別はレポート会員、プレミアム会員の会員種別は特別会員となります。

甲は_____会員とします。

3) 取引の種類に関する事項

法第2条第8項11号

金融商品の種類（国内外の株式、公社債、国内外の投資信託、
不動産投資に対する有価証券等の助言）

5 報酬に関する事項

①□ 資顧問契約による報酬

〔投資助言業務〕

レポート会員は入会金を設けず、月間契約は1ヶ月、1万円、年間契約は1年間、10万円とし、会員からの解約の申し出がないかぎり、自動的に契約は更新されるものとする。特別会員は契約期間12ヶ月、入会金100万円、助言の対象となる運用資産額に後掲のごとく一定の比率を乗じた定率報酬と成功報酬を顧客から受領する。特別会員も会員からの解約の申し出がないかぎり、自動的に契約は更新されるものとする。

特別会員の報酬体系

運用資産	定率報酬	成功報酬
1億円まで	×1.0%	売買差益の21%
1億円超～10億円まで	×0.75%	〃
10億円超	×0.50%	〃

②成功報酬

- (1) 有価証券の売買差益から、売買手数料・源泉所得税・消費税・信用取引金利を引いた金額に21%を乗じた消費税込の金額を報酬とします。1銘柄ごとに精算し、1,000円未満は切捨てます。
- (2) 損金発生の場合は、次回以降の利益金と相殺し、精算します。
- (3) 手持ちの有価証券について新株が無償交付された場合は、修正価格又は増加株数にて計算します。
- (4) 当社の助言に基づき買付けた有価証券について、当社が益出し売買の助言をしたにも関わらず、会員の意思で決済しなかった場合には、決済助言の翌日の始値にて差益計算いたします。
- (5) 当社への報告前に会員の意思で決済した場合は、その価格にて差益計算いたします。
- (6) 契約期間満期日又は、中途解約日の手持ち有価証券については、契約期間満期日又は、中途解約日の始値で評価し精算します
(契約更新の場合はその限りではありません)。

(7) 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

(8) 報酬の支払時期

登録費は契約締結時以降、成功報酬は対象有価証券の売買後5日以内(証券会社の受渡日の翌日)を各々原則とします。

(9) その他

お客様への助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、運用方針・運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、お客様との協議により上記と異なる方法を取ることがあります。

6. 売買確認

- (1) 当社助言に基づき売買した有価証券については売買報告書を送付していただきます。(写しも可とする。)
- (2) 但し、売買報告書の送付がない場合は、当社売買助言伝票の記載により確認する。

7. 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次の通りです。

① 株式

株価変動リスク：

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込み、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク：

債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれら

に関する外部評価の変化等により、投資元本を割込こむ事が予想され、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：

市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

8. 顧客および公衆に閲覧すべき事項

1) 投資顧問業者登録簿の閲覧

当社にかかる投資顧問業者登録簿は、関東財務局に備え置かれ、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

社団法人日本証券投資顧問業協会の申請許可が下り次第、会員名簿を協会事務局で自由にごらんになれます。

9. 契約の解除(クーリングオフ)に関する事項

この投資顧問契約は、クーリングオフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。

1) クーリングオフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

10. 契約の解除があった場合の報酬規定

契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

1) クーリングオフ期間内の契約解除に対する報酬規定

投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代・通信費等）相当額を頂きます。

（注）旅費は除きます。

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：

日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂かないことになっております。

2) クーリングオフ期間経過後の契約の解除

クーリングオフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。尚、契約解除の場合は、情報提供料分の解除までの期間に相当する日割り計算した報酬額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

11. 禁止に関する事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、
取次ぎ又は代理

2) 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること

お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

12. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリングオフ又はクーリングオフ期間契約後において、お客様からの書面による

契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリングオフの適用を参照下さい。）

③ 当社が、投資助言・代理業を廃業したとき

以上